

| | |
|-------|------------|
| ●組合員数 | 2,114人 |
| ●面 積 | 2,151.5 ha |
| ● 内 田 | 1,949.4 ha |
| ● 畑 | 202.1 ha |

広報ひがし

第24号

令和元年10月20日発行



高砂2ブロック稲刈り作業風景（右奥：鍋沼揚水機場及びかさ上げ道路【東部復興道路】）

※高砂2ブロック（鍋沼地区）では平成30年度には場の大区画化工事が完了し、平成31年度（令和元年）から営農を再開しております。



仙 台 東 土 地 改 良 区



御 挨 捶

ス ピ リ
水土里ネットひがし
仙台東土地改良区

理 事 長 佐 藤 稔

仲秋の候、組合員の皆様におかれましては恙無く益々ご健勝のこととご推察申し上げます。

また、常日頃より当土地改良区の運営及び各種事業の推進に対しまして組合員の皆様・国・宮城県・仙台市・宮城県土地改良事業団体連合会・JA仙台等、関係する機関・各団体の皆様より多大なるご理解とご協力を賜り心より厚く御礼と感謝を申し上げます。広報ひがし第24号発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本年、5月1日に新天皇陛下が即位され元号も平成から令和に変わりました。東日本大震災を経験しその復旧・復興の渦中で跪いている私達は災害のない平穀無事で和やかな時代であってくれればと願うばかりです。あの大災害から8年が過ぎ組合員の皆様・東北農政局仙台東土地改良建設事業所を始め関係する多くの皆様のご理解とご協力のもとに本年度から管内全地区で一時利用地の指定が通知され全農地での作付が可能となり営農に励んで頂いているところであります。事業年度も本年度と令和2年度を残すのみとなり暗渠排水工事・補完工事の完工と本換地に向けて事業が進められており復興創生期を皆さんと共に手を携え乗り越えて参りたいと思いますので、宜しくお願ひを申し上げます。

さて、昨年7月に若林区荒井字上目南に新事務所と水管理システム仙台東地区中央管理所が併設開所して早いもので一年が経過しました。昨年の広報でもお知らせしているところでございますが、管内の51の施設が中央管理所から施設毎に現在

の状況や監視カメラの画像がモニターに写し出され一元管理が出来るよう令和2年度からの運用開始に向けて工事が進められているところです。

また、太陽光発電施設の建設も宮城県が事業主体となり仙台市のご協力のもとに若林区藤塚地区で用地の造成工事が進められており、間もなくパネルの設置工事に入る予定であり令和2年度発電運用開始に向け工事に關係する皆さんには頑張って頂いているところです。

また、平成29年7月開催の臨時総代会におきまして承認を頂き事業参加をいたしました国営造成施設管理体制整備促進事業により揚水機場等の維持管理経費の一部助成として平成30年度から頂いているところであります。震災前の岡田・赤沼・鍋沼・大沼第2・新浜・盆谷地の6揚水機場に対し、震災後は管内全地区でパイプライン化され16の揚水機場が造成され、それらにかかる経費も数倍に膨れ上がっているのが現実です。

広瀬川は渴水の常習河川となっており毎年限られた水資源の有効な利用を意識し皆で共有して行ければと思っているところです。

結びに震災の復旧・復興が創生期に入り組合員の皆様には倍旧のご理解とご協力を賜りながら役員・職員一同事業の完工に向け努力精進して参ります。

組合員の皆様、そして関係各位の益々のご繁栄とご多幸を心よりお祈り申し上げましてご挨拶とさせて頂きます。

通常総代会開催

平成31年3月15日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、第23回通常総代会が開催されました。七郷地区笛屋敷選出、高橋健治総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 平成30年度 経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算(案)について
- 第2号議案 平成30年度 特別会計(財政調整積立金)収支補正予算(案)について
- 第3号議案 平成31年度 事 業 計 画(案)について
- 第4号議案 平成31年度 経常部会計 収 入 支 出 予 算(案)について
- 第5号議案 平成31年度 経 常 部 会 計 賦 課 金 賦 課 徴 収 方 法(案)について
- 第6号議案 平成31年度 役 員 報 酬(案)について
- 第7号議案 平成31年度 特別会計(財政調整積立金)収入支出予算(案)について
- 第8号議案 平成31年度 特別会計(維持管理決済金)収入支出予算(案)について
- 第9号議案 平成31年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金)収入支出予算(案)について
- 第10号議案 平成31年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金)収入支出予算(案)について
- 第11号議案 平成31年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務)収入支出予算(案)について
- 第12号議案 平成31年度 収 入 金 の 預 け 入 れ 金 融 機 関(案)について

臨時総代会開催

令和元年7月26日午後1時30分よりせんだい農業園芸センター研修室において、平成31年度(令和元年)臨時総代会が開催されました。高砂地区南蒲生選出、遠藤喜信総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 平成30年度 経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算 (案) に つ い て
- 第2号議案 平成30年度 特 別 会 計 (国 営 仙 台 東 地 区 換 地 处 分 等 業 務) 収 入 支 出 補 正 予 算 (案) に つ い て
- 第3号議案 平成30年度 事 業 報 告 に つ い て
- 第4号議案 平成30年度 経 常 部 会 計 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第5号議案 平成30年度 特 別 会 計 (財 政 調 整 積 立 金) 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第6号議案 平成30年度 特 別 会 計 (維 持 管 理 決 済 金) 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第7号議案 平成30年度 特 別 会 計 (職 員 退 職 死 亡 給 与 引 当 積 立 金) 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第8号議案 平成30年度 特 別 会 計 (事 務 所 建 設 資 金 引 当 積 立 金) 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第9号議案 平成30年度 特 別 会 計 (国 営 仙 台 東 地 区 換 地 处 分 等 業 務) 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第10号議案 平成30年度 財 産 目 錄 に つ い て
- 平成30年度 決 算 監 察 意 見 書
- 第11号議案 平成31年度(令和元年)経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算(案)について
- 第12号議案 平成31年度(令和元年)特別会計(財政調整積立金)収入支出補正予算(案)について
- 第13号議案 平成31年度(令和元年)特別会計(維持管理決済金)収入支出補正予算(案)について
- 第14号議案 平成31年度(令和元年)特別会計(職員退職死亡給与引当積立金)収入支出補正予算(案)について
- 第15号議案 平成31年度(令和元年)特別会計(事務所建設資金引当積立金)収入支出補正予算(案)について
- 第16号議案 複 数 年 契 約 の 承 認 に つ い て

平成30年度 決算状況

■ 経常部会計

- 収入決算額……………209,281,296円
- 支出決算額……………164,964,186円
- 収支差引額……………44,317,110円（次年度へ繰越）

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|-------|---------|-------|-----------|---------|-------------|
| 項 目 | 金 額 | 構成比 | 項 目 | 金 額 | (千円) 構成比 |
| 組 合 費 | 117,773 | 56.3% | 事 務 費 | 54,630 | 33.1% |
| 補 助 金 | 15,700 | 7.5 | 維 持 管 理 費 | 63,893 | 38.7 |
| 負 担 金 | 5,112 | 2.4 | 雨水幹線維持費 | 4,932 | 3.0 |
| 受 託 費 | 9,802 | 4.7 | 財 産 費 | 36,000 | 21.8 |
| 雜 収 入 | 5,399 | 2.6 | 負 担 金 | 235 | 0.2 |
| 繰 入 金 | 1,000 | 0.5 | 諸 費 | 5,274 | 3.2 |
| 繰 越 金 | 54,495 | 26.0 | 予 備 費 | 0 | 0 |
| 合 計 | 209,281 | | 合 計 | 164,964 | |

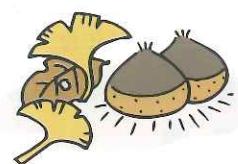
■ 特別会計

(円)

| 区 分 | 収 入 | 支 出 | |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| | | 支 出 済 額 | 次年度繰越金 |
| 財 政 調 整 積 立 金 | 87,264,087 | 0 | 87,264,087 |
| 維 持 管 理 決 済 金 | 23,588,267 | 1,000,000 | 22,588,267 |
| 職 員 退 職 給 与 引 当 積 立 金 | 50,296,768 | 633,290 | 49,663,478 |
| 事 務 所 建 設 資 金 引 当 積 立 金 | 27,866,742 | 16,438,464 | 11,428,278 |
| 国営仙台東地区換地処分等業務(平成30年度) | 66,003,968 | 62,046,554 | 3,957,414 |

■ 財産概要

| | | | |
|-------|--------------|------|--------------|
| 資産 | 616,795,593円 | 負債 | 237,892,339円 |
| 流動資産 | 217,391,997円 | 短期負債 | 171,944,110円 |
| 預 金 | 44,317,110円 | 長期負債 | 65,948,229円 |
| 出 資 金 | 963,000円 | | |
| 未 収 金 | 167,777円 | | |
| 特定資産 | 171,944,110円 | | |
| 固定資産 | 399,403,596円 | | |



平成31年度(令和元年) 予算概要

■ 経常部会計 199,303千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 支 出 | | (千円) |
|-----|---------|-------|-----------|---------|-------|
| | | | 項目 | 金額 | |
| 組合費 | 117,458 | 58.9% | 事務費 | 69,903 | 35.0% |
| 補助金 | 16,700 | 8.4 | 維持管理費 | 93,304 | 46.8 |
| 負担金 | 6,880 | 3.5 | 雨水幹線閥連維持費 | 6,880 | 3.5 |
| 受託費 | 10,753 | 5.4 | 財産費 | 13,000 | 6.5 |
| 雑収入 | 2,195 | 1.1 | 負担金 | 300 | 0.2 |
| 繰入金 | 1,000 | 0.5 | 諸費用 | 15,200 | 7.6 |
| 繰越金 | 44,317 | 22.2 | 予備費 | 716 | 0.4 |
| 合計 | 199,303 | | 合計 | 199,303 | |

■ 特別会計(財政調整積立金) 87,264千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 項目 | 金額 | 構成比 |
|-----|--------|-----|--------|--------|--------|
| 繰入金 | 0 | 0% | 次年度繰越金 | 87,264 | 100.0% |
| 雑収入 | 1 | 0 | | | |
| 繰越金 | 87,263 | 100 | | | |
| 合計 | 87,264 | | 合計 | 87,264 | |

■ 特別会計(維持管理決済金) 23,588千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 項目 | 金額 | 構成比 |
|-----|--------|------|--------|--------|------|
| 決済金 | 1,000 | 4.2% | 繰出金 | 1,000 | 4.2% |
| 雑収入 | 1 | 0 | 次年度繰越金 | 22,588 | 95.8 |
| 繰越金 | 22,587 | 95.8 | 合計 | 23,588 | |
| 合計 | 23,588 | | 合計 | 23,588 | |

■ 特別会計(職員退職給与引当積立金) 52,663千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 項目 | 金額 | 構成比 |
|-----|--------|------|-------|--------|------|
| 繰入金 | 3,000 | 5.7% | 退職給与金 | 52,663 | 100% |
| 雑収入 | 1 | 0 | | | |
| 繰越金 | 49,662 | 94.3 | | | |
| 合計 | 52,663 | | 合計 | 52,663 | |

■ 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 21,428千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 項目 | 金額 | 構成比 |
|-----|--------|-------|-----|--------|------|
| 繰入金 | 10,000 | 46.7% | 建設費 | 21,428 | 100% |
| 雑収入 | 1 | 0 | | | |
| 繰越金 | 11,427 | 53.3 | | | |
| 合計 | 21,428 | | 合計 | 21,428 | |

■ 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 79,816千円

| 項目 | 金額 | 構成比 | 項目 | 金額 | 構成比 |
|-------|--------|------|------|--------|-------|
| 国庫委託料 | 79,816 | 100% | 人件費 | 40,000 | 50.1% |
| | | | 再委託料 | 20,000 | 25.0 |
| | | | 業務費 | 17,800 | 22.3 |
| | | | 車両費 | 600 | 0.8 |
| | | | 予備費 | 1,416 | 1.8 |
| 合計 | 79,816 | | 合計 | 79,816 | |

■平成31年度(令和元年) 経常賦課金

平成31年度(令和元年)の経常賦課金は、下記の通りとなります。(賦課金は毎年4月1日現在の土地改良区台帳の面積を元に算出されます。)

| 種 別 | 1,000m ² 当たり賦課額 | 賦課期日 | 納 期 限 |
|-----------------------|----------------------------|------|-------|
| 経 常 部 管 内 全 域 経常賦課金 田 | 5,700円、畠 2,850円 | 5月末日 | 7月末日 |

当土地改良区では、経常賦課金のお支払いを仙台農業協同組合（JA仙台）の自動口座振替にて実施しております。まだ申し込みをされていない方は是非ご利用願います。

申し込み手続き

土地改良区で『口座振替依頼書』に必要事項を記入して頂きます。申し込みには印鑑（届出印）をお持ち下さい。

振替日と残高確認の励行

ご指定の預金口座より納期限日に振替になります。従って、振替日に預金口座の残高が不足していると振替ができませんので、あらかじめ振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。

賦課金のお支払いはお忘れなく!!

納期限を過ぎると延滞金が発生いたします。
分割払いも承っておりますのでご相談下さい。



■平成31年度(令和元年) 決 済 金

| 区 分 | 地 域 | 種 別 | 金 額 (1m ² 当たり) |
|-----------|-------|---------|----------------------------|
| 経 常 賦 課 金 | 全 地 域 | 維持管理決済金 | 地 目 別 決 済 額 田 26円、畠 13円 |

☆農地転用・用地買収等農地から除外する場合は決済金のお支払いが必要となります。

☆その他に、納めていなかった経常賦課金がある場合は、精算していただきます。

ゴミの不法投棄

農業用排水路への粗大ゴミ等の不法投棄は毎年減るどころか増える一方です。家電製品や家具類をわざわざ水路敷や水路の中へ並べていくなど、益々悪質になってきております。それらのゴミが用排水の流れを阻害し、道路・住宅への冠水被害の原因にもなりかねません。また、それらによっておきた事故等の損害経費は全て土地改良区組合員の負担となりますのでゴミ等の不法投棄をしないよう呼びかけをして下さいますようお願い致します。



こんなときにはすぐ連絡を

当土地改良区で管理する土地改良施設への事故等による破損事故が管内で多発しております。このような時には原因者の責任で復旧することになりますが、原因者不明の場合は土地改良区の負担で復旧工事をしなければなりません。事故による施設破損事故を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいますようお願い致します。



平成30年度 維持管理事業

1. 維持管理施設の状況

1) 幹線支線用水路

六郷堀（600m）、七郷堀（1,200m）、高砂堀（950m）、仙台堀（500m）、鞍配堀（1,000m）の各幹線水路は例年通り、若林区役所・宮城野区役所発注の業者により法面の除草作業、浚渫工事が行なわれました。

また、仙台バイパス下流の幹線・支線水路については、仙台市より補助金交付を受け組合員総出役作業により各集落の管理丁場は計画通り完了することが出来ました。

2) 揚排水機場

各揚排水機場のポンプ及び補機類などは業者委託により保守点検を行ない、機場運転手、各揚排水施設管理者の調整により円滑な通水が行なわれました。

3) 幹線支線排水路

各幹線支線排水路は稻刈前の落水時期と台風などに備え、流水に支障を来さないように管内一斉による刈払い清掃を8月末日までに組合員総出役により実施しました。

4) 他事業との関係

仙台市或いは関係者が行なう農道及び水路等

の土地改良施設に関する工事は全て各関係機関と協議の上、用排水に支障を来さないように施工しました。今後も土地改良施設の良好な管理と公益的機能の役割を果たす為、関係者及び組合員皆様の協力が必要と思われます。

2. 維持管理工事の施工状況

1) 水路費・維持費

補修工事

用排水路の修繕・ゲートの交換整備補修等 24件

2) 揚排水費・修理費

揚排水ポンプ

補機類の修理・電気設備工事等 2件

3) 揚排水費・委託料

東北電気保安協会・始動前の保守点検業務等 5件

4) 協議、承認件数（44件）

協議件数 23件

工事同意承認件数 15件

雨水放流承認件数 6件

国営造成施設管理体制整備促進事業

強化支援費11,000,000円・推進活動費300,000円

負担割合（国50%・県1%・市49%）

協定活動（施設の管理強化、職員の技能向上）

土地改良区が管理する水利施設の管理強化、施設の維持管理に対する職員の技能向上を目的に各種団体と協定を締結して行きます。

今後はより一層の普及啓発を行うとともに、共同参画に対する皆様方のご理解ご協力を得られるよう努力致します。

啓発活動（ゴミの不法投棄防止・水利施設見学）

平成31年3月16日、環境美化とゴミの不法投棄防止を目的に大沼周辺清掃美化活動を実施しました。当日は一般市民の方々・関係機関を合わせ約50名の参加をいただきました。

途中、本土地改良区が管理する大沼第3揚水機場を見学し、揚水機場の多面的な機能と役割を理解してもらいました。



沖野揚水機場水抜き作業
株北都プラント



清掃活動集合写真

農村地域復興再生基盤総合整備事業 仙台東地区（水管理システム）

東日本大震災後の復興事業による施設数の増加・施設管理の複雑化や管理人の高齢化・後継者不足等により、将来に亘り適切な施設管理や災害時の迅速な対応を継続して行うことが困難になることが予想された為、本事業で土地改良区新事務所内に仙台東地区中央管理所を併設、平成30年3月までに完了しました。

また、用排水を管理する為の自動化及び情報管理を行う水管理施設整備（揚水機場・23機場、排水機場・4機場、ゲート・24門）については、令和元年度末の完成、令和2年度からの運用開始を目指し鋭意工事を進めている所です。



大江堀調整ゲート整備前



大江堀調整ゲート整備後

農村地域復興再生基盤総合整備事業 仙台東地区（太陽光発電施設）

東日本大震災により広域的に地盤沈下が生じ自然排水が不可能となり今後の排水経費の増加、復興事業により新たに造成された施設の維持管理費の増加が懸念されることから、太陽光発電施設を設置し、その売電収入によって賦課金の高騰を抑える目的として令和2年3月末完成を目標に現在施工中であります。

＜太陽光発電施設の概要＞

- 所在地：仙台市若林区藤塚地内
- 敷地面積：約3.6ha
- 事業工期：平成29年度～令和元年度
- 発電出力：1,990kw
- 太陽電池モジュール：8,400枚
- パワーコンディショナー：1,000kw×2台



用地造成工事中（令和元年9月現在）



仙台東地区（太陽光発電施設）位置図

土地改良区からの お願い

■ 代掻き・田植え時期について

平成30年度までに東北農政局仙台東土地改良建設事業所において、管内全域の大区画化工事が完了しました。土地改良区管内の用水は揚水機場からパイプラインを通して各水田へ供給する方法へと変わっております。

そこで、代掻き用水は各ブロック毎に日割りのエリアを決めて用水を供給することになります。**通水日程については毎年4月上旬以降、揚水機場に掲示**しておりますので、各自確認の上、農作業を行って頂きますようご理解とご協力を願いします。



六郷2ブロック三本塚揚水機場



代掻き用水日程表（参考）

■ 給水栓の管理について

給水栓を操作する際は絶対に顔を近づけないようご注意願います。パイプの接合部分が接着剤の硬化、経年劣化等により水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりしてケガをする事故が心配されます。

また、給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度給水栓を全開にしてゴミを排除して下さい。

なお、パイプラインの給水栓、マス等を破損させた場合の補修工事費は、**自己負担**となりますので農作業の際は十分に注意して、大切に管理するよう心がけましょう。

■ 大雨時は用水を停止します

地球温暖化と騒がれている昨今、異常気象により季節に関係なく台風の襲来、何十年ぶりの大雨やゲリラ豪雨等、予想をはるかに超える自然災害が頻繁に起こっております。

土地改良区では、台風が接近する事が予想される時は湛水被害を未然に防止するため、事前に用水停止をすることにしております。

降雨の状況によっては排水機場を稼働し長時間運転する場合もあり、下流域の水田が湛水している中、上流域では「水がほしい」との要望がありますが、しばらくお待ち頂く場合があります。

出来る限りご迷惑をかけないよう用水調整をして参りますが、皆様のご理解とご協力を願いします。

－ 東北農政局 仙台東土地改良建設事業所からのお知らせ －

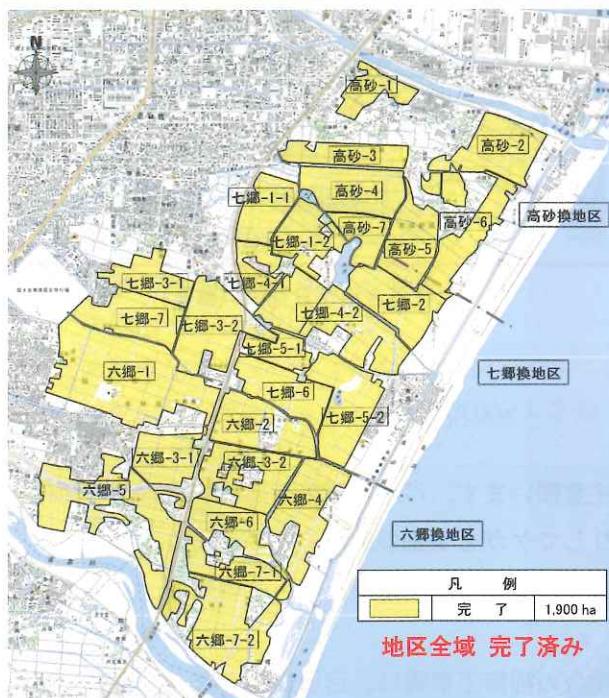
仙台東地区 事業の進捗状況について

東北農政局仙台東土地改良建設事業所では、仙台市からの要請を受けて、東日本大震災により被災した農地・農業用排水施設の災害復旧に合わせ、ほ場の大区画化工事を実施しています。

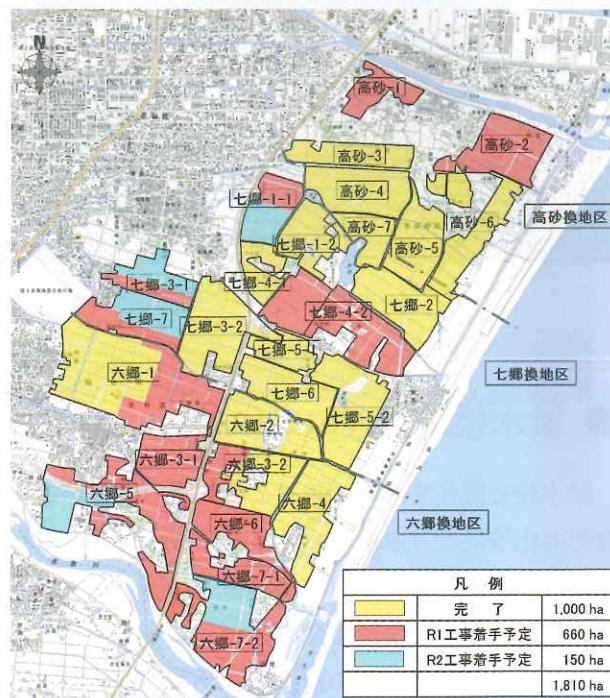
ほ場の大区画化工事は、本年6月までに地区内全域（約1,900ha）で、すべて完了し、暗渠排水工事を残すのみとなりました。また、令和2年度の換地処分に向け、確定測量の成果に基づき、換地計画の作成を進めています。今後、この換地計画に基づき、権利者説明会・権利者会議などの手続きを経て、換地処分を行います。

これに加え、本年度の一時利用地指定により新たに営農を開始した大区画化ほ場について、令和元年11月30日締切りで、補完工事要望の文書を受付けています。詳細については同封の資料をご覧ください。引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、皆様とともに事業を推進して参ります。

仙台東地区 大区画化工事進捗図



仙台東地区 暗渠排水工事進捗図



東北農政局 仙台東土地改良建設事業所 調査設計課

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎4階

TEL 022-292-6877 (代表)

土地改良区からの お知らせ

任期満了に伴う改選のお知らせ

「総代総選挙執行」について

現在就任しております総代の方々は令和2年5月20日をもって任期満了を迎えることとなります。そのため、総代総選挙の具体的な日程等については、令和2年3月末に改めてお知らせしますので、宜しくお願ひ致します。また、総代総選挙に当たり選挙人名簿の調整を行います。選挙人名簿については、組合員資格を有している方の名簿記載となりますので、経営移譲、組合員の死亡等による相続その他の事由により組合員名義に変更が生じた場合には、あらかじめ土地改良区への届け出をお願い致します。

用排水調整委員の改選について

現在就任しております用排水調整委員の方々は令和2年3月31日をもって任期満了を迎えることとなります。

そのため、仙台東土地改良区全般の用水・排水について調整をしていただく委員を関係地区ご協議の上、ご推薦して頂きますようお願いします。

尚、推薦書につきましては、令和2年1月末に各実行組合長へお送りしますので、宜しくお願ひ致します。

全国土地改良事業団体連合会長表彰

平成30年10月16日、宮城県総合運動公園（グランディ21）セキスイハイムスーパーアリーナにおいて、第41回全国土地改良大会宮城県大会が開催されました。その席上で土地改良事業功績者表彰があり、本土土地改良区佐藤稔理事長が全国土地改良事業団体連合会長表彰を受賞しました。

宮城県土地改良事業団体連合会仙台支部長表彰

令和元年6月19日、宮城県土地改良事業団体連合会・仙台支部第61回通常総会の席上において、永年土地改良事業の推進発展に寄与した功績が認められ、土地改良功労者として表彰されました。

役員の部

| | |
|---------|------|
| 木 村 浩 市 | 副理事長 |
| 瀬 戸 剛 | 理 事 |
| 伊 藤 憲 一 | 総括監事 |

| | |
|---------|-----|
| 相 澤 宏 信 | 理 事 |
| 遠 藤 忠 | 理 事 |



退職職員と新規採用職員の紹介

【退職職員】

前 総務課会計係 横田 奈緒さん

本土地改良区の会計業務に多大なるご尽力をいただきました。有難う御座いました。

【新規採用職員】 職員2名を採用いたしました。

事業課維持管理係

石崎 淳（平成31年4月1日採用）

地元の方々、組合員の皆様方から親しまれるような土地改良区職員となれるよう頑張りたいと思います。宜しくお願ひ致します。



総務課会計係

谷米 恵子（令和元年5月1日採用）

皆さんに一から教えていただくことばかりですが、土地改良区の一員となるべく日々研鑽してまいります。宜しくお願ひ致します。



手続きは忘れずに!!

以下のようなときは必ず土地改良区に届出をして下さい。

①農地を転用する場合

土地改良区の区域内であれば、手続きや決済金の納付が必要となります。たとえ、地目が“畑”等であっても改良区までご確認下さい。田に盛土など現状を変える場合もご相談下さい。

②農地を公共用地（道路・河川）に買収された場合及び地目変更される場合

この場合も手続きや決済金の納付が必要となります。

※決済金の徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、自供負担金及び長期負担借入金並びに施設の維持管理等の負担額を一時払いでの決済していただくものです。

③組合員の資格に移動があった場合

- ・農地を売買又は交換したとき。相続等により贈与されたとき。
- ・農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられたとき。
- ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても土地改良区はわかりません。

直接改良区に届け出がなければ、土地改良区の台帳は変更されませんのでご注意下さい。

届出用紙は土地改良区に準備しております。

滞納賦課金は新しい組合員が負担!!

農地の移動・売買の際、その土地の賦課金に滞納がある場合は、買った人が滞納賦課金を支払うよう法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。土地改良区に確かめてから契約するよう注意してください。

III 水土里ネットひがし

〒984-0032 仙台市若林区荒井字上目南20

TEL.022-288-5026 FAX.022-288-5208

E-mail : sendai.e.tokai@orion.ocn.ne.jp

【水土里ネットひがしのホームページができました】

<https://midorinet-higashi.jimdofree.com/>

